

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

| | |
|-----------|---|
| 会議名 | 高松市自治基本条例を考える市民委員会 第2回会議 |
| 開催日時 | 平成20年3月13日(木)18時30分～20時40分 |
| 開催場所 | 高松市役所 3階 32会議室 |
| 議 題 | (1) 市民委員会会議の日程について (2) ワークショップ(グループ別討議) (3) その他 |
| 公開の区分 | 公開 一部公開 非公開 |
| 上記理由 | |
| 出席委員 | 柘植委員長, 立野副委員長, 池田委員, 植松委員, 大野委員, 小野委員, 葛西委員, 齋藤委員, 高木委員, 中條委員, 松下委員, 円尾委員, 山田委員, 吉田委員, アドバイザー緒方教授 |
| 傍聴者 | 0人 |
| 担当課および連絡先 | 企画課 839-2135 |

審議経過および審議結果

会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。

市民委員会会議の日程について

| | | | |
|-----|---------------|--------|-------------|
| 第1回 | 平成20年2月28日(木) | 18:30～ | 市役所3階32会議室 |
| 第2回 | 平成20年3月13日(木) | 18:30～ | 市役所3階32会議室 |
| 第3回 | 平成20年3月26日(水) | 18:30～ | 市役所11階職員研修室 |
| 第4回 | 平成20年4月10日(木) | 18:30～ | 市役所3階32会議室 |
| 第5回 | 平成20年4月23日(水) | 18:30～ | 市役所11階職員研修室 |
| 第6回 | 平成20年5月8日(木) | 18:30～ | 市役所3階32会議室 |
| 第7回 | 平成20年5月21日(水) | 18:30～ | 市役所11階職員研修室 |
| 第8回 | 平成20年6月5日(木) | 18:30～ | 市役所3階32会議室 |
| 第9回 | 平成20年6月25日(水) | 18:30～ | 市役所11階職員研修室 |

ワークショップ(グループ別討議)

(柘植委員長)

ワークショップの前に、今後の委員会の進め方等について確認をとりたい。

前回会議の議事録を資料2として配布している。会議録については、ホームページで公開するので、各自、内容、表現等の確認をお願いしたい。

今後、この委員会を月2回予定している。欠席した場合は、必ず、その会議録を見ていただき、決まったことの確認をお願いするとともに、一度決定したことについては、むし返さないことをルールとしたい。

ただし、意見などがある場合は、次回開催までに文章で提出をお願いしたい。

審議経過および審議結果

市民への啓発等を図るため、この委員会の内容をビデオ録画してケーブルテレビで放映するとともに、映像で記録を残したい。皆さんの御意見をお聞きしたい。

(異議なし)

異議なしのため、ビデオ録画する。

それでは、ワークショップに移りたい。

自治基本条例の制定は、市民版の憲法をつくるという、大きな話になってくる。条例の本質の議論に入っていく前に、みんなの共通認識を図るため、しばらくはディスカッションを行いながら、議論に入っていく過程を踏みたいと思う。

したがって、今後の委員会の前半は、ワークショップに時間を費やしたい。ワークショップをしている間は、何かを決めるということではなく、知識レベルを合わすことが目的のため、自由な意見をお願いしたい。

(グループ分け)

・ Aグループ(6名)

池田委員, 植松委員, 高木委員, 中條委員, 松下委員, 円尾委員

・ Bグループ(7名)

立野副委員長, 大野委員, 小野委員, 葛西委員, 齋藤委員, 山田委員, 吉田委員

(柘植委員長)

ワークショップについては、KJ法により、次のステップで行う。

(KJ法とは、様々な発想、アイデアをカードに記入、カードとカードの関連性を探り、小グループ、中グループ、大グループに分類、カードの相関関係を分析、というステップを踏むことにより、解決策を見出していく手法である。なお、KJ法の名称は、考案者である川喜田二郎氏の名前に由来する。)

高松市自治基本条例 市民編

理想の高松市民とは

問題は何だろう？

そのために……市民参加の機会を

(問題の具体的な解決策は何か)

・ Aグループの協議内容

(別紙1のとおり)

・ Bグループの協議内容

(別紙2のとおり)

・ 各グループ全員により役割分担して、上記内容を5分間程度で発表を行う。

(柘植委員長)

ワークショップは、知識差・意見等は様々であるが、グループ全員が立ち上がって、一つのテーマの下に協議することにより、コミュニケーションを図るための手法でもある。

また、KJ法は、少数意見もどこかに反映されて、合意形成がなされている。必ずしも多数決ではないということである。

審議経過および審議結果

グループの発表に対するコメント

・ Aグループ

(柘植委員長)

理想の高松市民として、「知る」知った上で「考える」考えてから「行動」する。という、3つの大きな要素にまとめられている。条例の中でも、この3つの要素は大事になってくる。また、今後は、様々なところでの市民参加も必要になってくる。問題点解決策の羅列までは至っているが、時間の関係で、最後のまとめができていないのが残念である。

(緒方アドバイザー)

じっくりと議論した形跡がよく表れている。印象としては、意識レベルの高い市民の方々の問題点であり、要求、解決策であると感じられた。

・ Bグループ

(柘植委員長)

自治基本条例の骨子としては、市民の権利と義務とのバランス、情報公開が、大きな要素として必要となってくる。社会貢献を促すような内容や情報公開のレベルについても、今後、条例に盛り込んでいかなければならない。Bグループの内容は、条例に結びつくところも網羅されており、よくまとまっている。

(緒方アドバイザー)

解決策のところでは、自発と強制とあるが、これは鋭い切り口である。解決策とは手段である。手段に関しては、必ず主体があり、その主体に結びつけて考えると、発展していくのではないかと思う。

(柘植委員長)

もう一つの手法として、市民の権利と義務の整理についてのブレーストーミングをやりたかったが、時間の関係で出来なかった。恐らく、今後は、権利より義務・責務の方が大きくなっていくと思われる。このあたりをじっくりと整理していきたい。

次回は、同じやり方で、行政をテーマとして行いたい。

(松下委員)

この場では時間が足りないので、可能であれば、事前に内容等を決めていただき、イメージトレーニングしておけばよいのでは。

(柘植委員長)

次回は、行政をテーマとして、理想の行政像について、行政の問題点、その解決策について、同じ方法で行いたい。

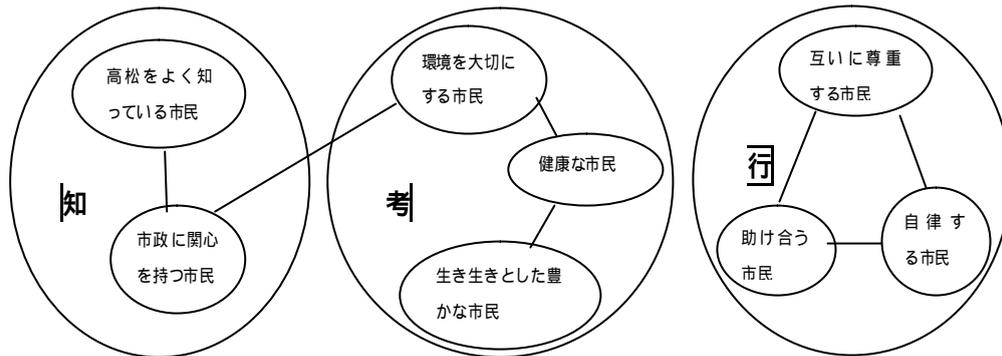
欠席される場合は、この内容について自分の意見を書いていたとき、事前にメール等で事務局まで提出していただきたい。

次回は、3月26日(水)18:30からである。

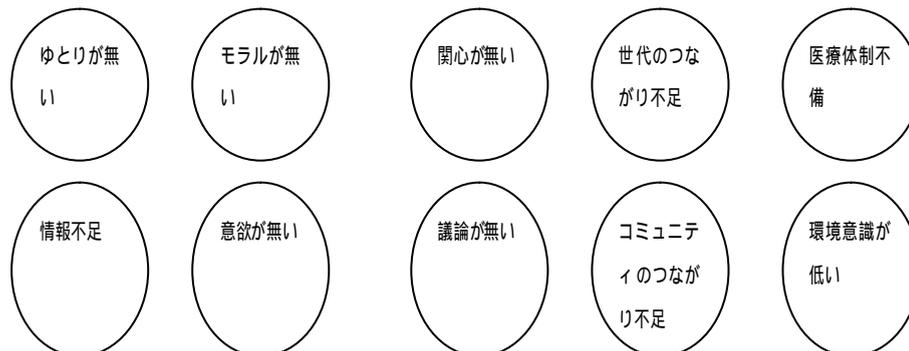
以上をもって本日の会議を終了する。

第2回 高松市自治基本条例を考える市民委員会 平成20年3月13日(木)18:30~
Aグループ(植松,高木,中條,円尾,松下,池内委員)のKJ法による,メンバー間の
認識レベルの共有化等

(1)「理想の高松市民とは」に関するキーワードの洗い出し状況



(2)「問題は何だろう?」に関するキーワードの洗い出し状況



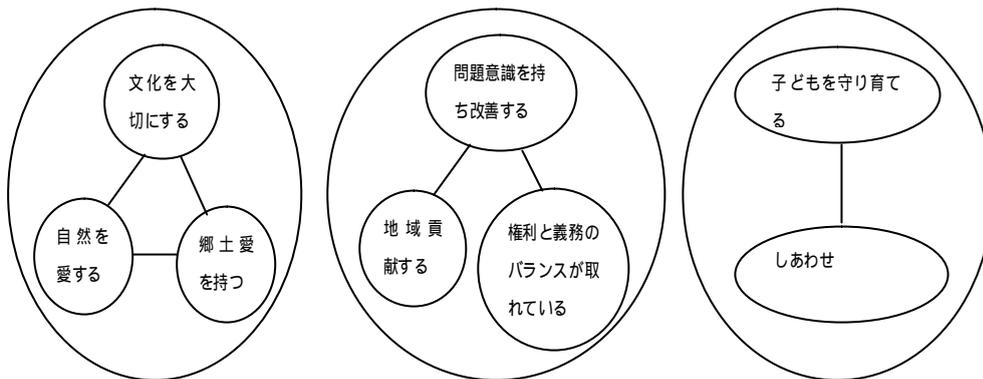
(3)「問題点の解決策として考えられること」に関するキーワードの洗い出し状況

【個別意見として次の意見がでたが,時間の関係でまとまらなかった】

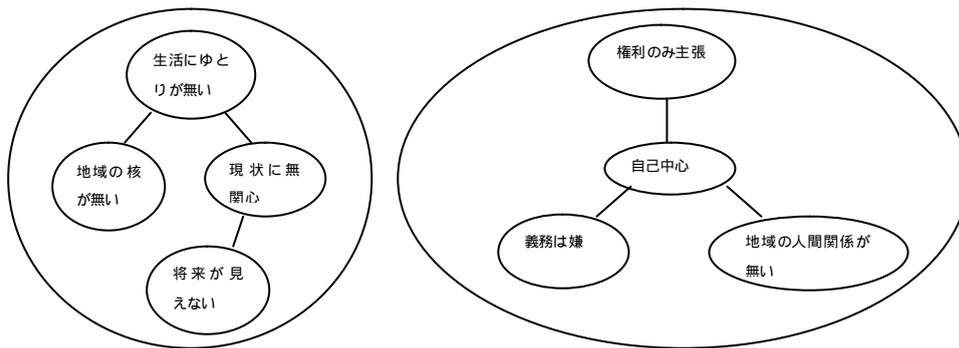
市民参加の委員会を増やす,議会の内容をオープンにする,市民感覚でのオンブズマン制度をつくる,市民活動拠点施設の充実,地域で様々な人が気軽に寄れる拠点づくり,世代間交流,地域の縦のつながり,コミュニティの大切さを教育に,コミュニティに自治権を,女性の社会参加,労働時間の短縮,正規雇用の拡大,コミュニティ講座開催,出生率アップ,子育て手当拡充,医師の定数増,地元医療を大切に,市民の身近なところへ病院を,計画的な医師・病院の配置,ホームページの充実,興味のある分野は携帯へのメール配信ができる,市政の説明,このままだと危ないことを知る,参加する必要があるようにする,市民の声が届く仕組みづくり,複数の選択肢を用意して説明,市の具体的施策について市民向けの意見交換,説明会をきめ細かく,みどりを増やしてゆとりある場所づくり

第2回 高松市自治基本条例を考える市民委員会 平成20年3月13日(木)18:30~
Bグループ(立野,大野,小野,葛西,齋藤,山田,吉田委員)のKJ法による,メンバー間の認識レベルの共有化等

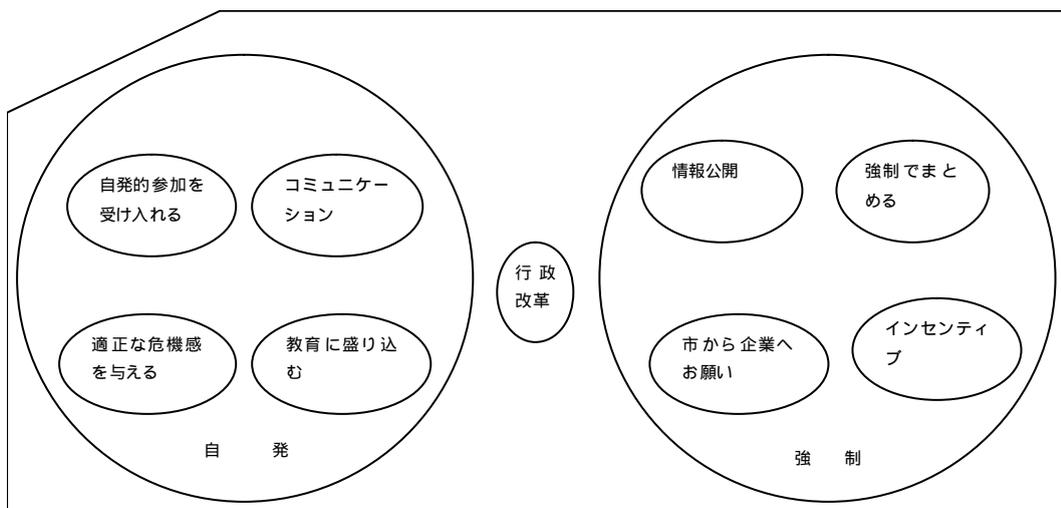
(1)「理想の高松市民とは」に関するキーワードの洗い出し状況



(2)「問題は何だろう?」に関するキーワードの洗い出し状況



(3)「問題点の解決策として考えられること」に関するキーワードの洗い出し状況



シュリーアーンステインの「市民参加のはしご」について、柘植会長から説明があった。

| | | |
|---|-----------|-----------------|
| 8 | 市民のコントロール | 市民 権力 |
| 7 | 権限の委任 | |
| 6 | パートナーシップ | |
| 5 | 宥和策 | 名目的参加 (アリバイ) |
| 4 | 表面的意見徴収 | |
| 3 | 情報提供 | |
| 2 | 緊張緩和 | 非参加 |
| 1 | 世論操作 | |